

## ○ 加古川市印鑑登録に関する事務取扱要綱

平成 26 年 3 月 18 日

市民部長決定

### (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、加古川市印鑑条例（昭和 52 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、加古川市印鑑条例施行規則（昭和 52 年規則第 7 号。以下「規則」という。）第 10 条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

### (本人確認書類)

**第 2 条** 条例第 4 条第 2 項第 4 号に規定する書面は、住民異動届等の届出及び証明書等の交付申請の本人確認に関する事務取扱要領（平成 17 年 10 月 1 日市民課長決定。以下「本人確認要領」という。）別表中 1 号の書類等（条例第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定するものを除く。）とする。

2 条例第 4 条第 2 項本文に規定する書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類等とする。

- (1) 本人確認要領別表中 1 号の書類等のうち 1 点
- (2) 本人確認要領別表中 2 号ーイ及び 2 号ーロの書類等のうち 2 点
- (3) 本人確認要領別表中 2 号ーイ及び 2 号ーロの書類等のうち 1 点並びに預金通帳、診察券、キャッシュカード、公共料金の領収書等のうち 1 点

3 市長は、条例第 4 条第 2 項本文に規定する書類の持参があったとき又は同項各号のいずれかの提示があったときは、これを複写し、印鑑登録申請書とともに保管するものとする。

### (登録申請の不受理の例外)

**第 3 条** 条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたものであらわされていないものとは、次の各号に掲げるものを除くものとする。

- (1) 氏名、氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたものに、之印、印又は之章の文字が付加されたもの
- (2) 旧字体を常用漢字に替えたもの及び一般に同字として慣習的に印刻に使用されている文字に替えたもの

### (登録に不適当な印鑑)

**第 4 条** 条例第 5 条第 1 項第 6 号に規定する印鑑は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 輪郭のないもの又は輪郭が3分の1以上欠損しているもの
- (2) 逆彫り又は両面刻印のもの
- (3) 同一の印鑑について既に同一世帯の者が登録を受けているもの
- (4) 氏名の一部を組み合わせたものであらわされたもののうち、氏の頭文字又は名の頭文字を含まないもの
- (5) その他市長が不相当と認めるもの

#### (委任状の代筆)

**第5条** 条例第20条第1項の規定に基づき代理人により申請する場合において、その委任者が疾病又は身体の故障により委任の旨を証する書面（以下「委任状」という。）に署名することが困難であるときは、代理人が委任状を代筆し、代筆した理由及び代筆者の氏名並びに委任状の内容について本人の了解を得た旨を記載し、委任者の拇印を押すことをもって、委任者の署名に代えることができるものとする。

#### (同行法定代理人の確認)

**第6条** 規則第2条第2項に規定する法定代理人は、条例第3条及び第8条から第11条までの申請又は届出をするときは、条例第4条第2項本文に規定する書類又は同項各号のいずれか及び登記事項証明書を提示しなければならない。

2 市長は、条例第4条第2項本文に規定する書類又は同項各号のいずれか及び登記事項証明書の提示があったときは、これを複写し、印鑑登録申請書とともに保管するものとする。

#### (成年被後見人の印鑑登録のまっ消)

**第7条** 成年被後見人から条例第9条及び第11条の規定による届出又は申請を受けた場合において、法定代理人が同行せず、又は当該成年被後見人本人によらないときは、職権で印鑑登録のまっ消を行う。

2 条例第12条第1項第5号の場合においては、再度印鑑の登録を受けるための手続きについて案内を送付するものとする。

#### 附則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「第30条の26」を「第30条の16」に改める部分を除く。）は、令和3年3月1日から施行する。